

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月10日現在

機関番号：32665  
 研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2008～2011  
 課題番号：20530424  
 研究課題名（和文） 事業リスクの開示と保証に関するプロトタイプの開発  
 研究課題名（英文） Development of the prototype concerning disclosure and assurance of business risks  
 研究代表者  
 堀江 正之（HORIE MASAYUKI）  
 日本大学・商学部・教授  
 研究者番号：70173630

研究成果の概要（和文）：単に“事業リスクが存在する”という情報だけでは、情報の受け手は意味ある行動をとることはできない。事業リスク情報はそのコントロール情報とあわせて開示される必要がある。その際、リスク情報及びコントロール情報を、視覚的に分かり易く伝達するため「リスク・コントロールのカラーリングマップ開示」が有益であろう。また、組織体のコントロールの成熟度に着目すれば、必要なコントロール水準を段階的に引き上げてゆき、それにあわせて保証水準の厳格度も引き上げてゆく「段階水準型保証」という新しいタイプの保証モデルが求められる。

研究成果の概要（英文）：Based on information “business risks exist” alone, the recipient of the information is unable to take any meaningful action. If management decides to disclose the risks, they should also disclose control information about the risks. We consider that “coloring map disclosure for risk-control” is a useful method for conveying risk information or control information visually in an easily understood manner. By focusing our attention on the maturity of entities’ control standards, we can raise control standards gradually to the level required by businesses and accordingly raise the strictness of assurance procedures, thereby creating a new model of assurance, “incremental standard assurance”.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：事業リスク・リスク情報の開示・コントロール情報の開示・カラーリングマップ開示・リスク情報の保証・段階水準型保証

1. 研究開始当初の背景

(1) 我が国においては、2004年3月期決算から、有価証券報告書等において事業リスク

情報の開示が義務付けられることとなった。このような法定開示とは別に、決算短信、ホームページ、CSR報告書等を通じた任意開示

としても、リスク情報とリスク対応情報の開示が行われている。

(2) かかる情報提供の本質は注意喚起にあることから、リスクコミュニケーションの考え方からすれば、情報の受け手側がとるリスク低減又はリスク回避の具体的なアクションに結びつかなければならない。しかし、それらの開示実態をサーベイしてみると、そのような情報開示になっているとは言い難い。

(3) また、当該開示情報に対する保証が必要であるという議論は、開示情報に対する保証が必要な情報とそうでない情報の区別についての議論はほとんどなく、くわえて開示情報の信頼性をいかに保証するかという議論はあっても開示情報の有用性と適時性に関する議論は寡聞にして見当たらない。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、事業リスクの開示方法とその保証について、現状の課題を抽出・分析し、それに基づいて、情報開示とその保証をセットに考えた基礎理論モデルを構築し、当該モデルのプロトタイプを開発を行うことにある。従前のような紙媒体を前提としたものではなく、最新の IT 環境を前提とした事業リスク情報開示とその保証のためのモデル構築を試みる点に本研究の特徴がある。

投資意思決定に有用な情報として事業リスクが注目されるようになったが、情報開示の現実、理論的に説明のつかない「情報の垂れ流し」に近い。そこで、これまで行われてきた開示情報の意思決定有用性に関する研究や諸外国のリスク情報開示制度分析などの先行研究を参考にしながら、我が国における開示実態から開示上の問題点を抽出した上で、それに基づいて説得的な開示モデルを、その保証のあり方とセットで構築し、提案することにある。

## 3. 研究の方法

おおよそ次のような方法・手順で研究を進めた。

(1) 我が国における現実の開示実態をまずもって明らかにし、開示されている情報の類型化を試みるとともに、あわせて開示上の問題点を抽出する。

(2) 抽出された問題点に基づいて、その解決策としての開示のあり方を模索し、開示モデルとして導出する。開示情報の類型化の結果によっては複数の開示モデルも想定されるので、“全体モデル”と“個別モデル”の構想が必要となる。また、この段階で、リスク情報とリスク対応情報(コントロール情報)とのセット開示についての理論的な検討を行う。

(3) 開示される事業リスク情報に対する保

証の必要性を識別し、それに対して理論的な基礎を与える作業を行う。この段階での主たる研究主題は、財務情報との関係でどのような保証のあり方が適合するか、そして情報の信頼性ではなく有用性に対する保証が可能かどうかである。

(4) 最後に、このように理論的観点から構想された事業リスク開示モデルとその保証モデルのプロトタイプ化を行い、現実適用可能かどうかの検定を行う。

## 4. 研究成果

### (1) 事業リスクの開示モデル

現状の事業リスク情報の開示実態をサーベイしてみると、事業リスクのみの開示と、事業リスクとそれへの対応状況(リスク処理方法)をも含めた開示とに類別される。前者はさらに事業リスクが存在することの開示と、事業リスクの大きさ(リスクの影響強度又は発生可能性ないしはその両者、あるいはリスクの大きさに対する経営者の認識の程度)の開示とに類別される。このような区別は、本来であれば、開示される情報の意味や目的、さらにはリスクの性質(たとえば事業の存続に関わるリスクとそうでないリスクとの峻別)によってなされるべきものであるが、現実にはそのようになっていない。

開示される事業リスク情報の量は多いほどよいと単純に考えられる傾向にある。また、開示主体側が一方通行的に「このようなリスクを認識している」というメッセージ伝達をしているに過ぎないのが現実の開示実態である。これでは、情報の受け手は提供された情報をもとにどのような意思決定や行動をとればよいか分からない。つまるところ、意味ある情報提供とはなっていないといっても過言ではない。

そこで、上記のような開示情報の分類を設定することによって、開示されるべき事業リスクの内容と開示方法(開示のタイミングを含む)が決定されるような開示モデルを構想することとなった。

また、そもそもリスク情報は、それらを一つひとつ別個に開示しても意味がなく、あるリスクが別のリスクへと派生・連鎖するプロセスと、経営環境の変化等によるリスクの変化(リスクの原因又は誘因の変化)に関する情報開示が必要であるにもかかわらず、現実にはそのようになっていない。たとえば情報システムの脆弱性に関わるリスク情報が事業継続に関わるリスクへと派生・連鎖する場合、それらを切り離して開示すべきではなく、またリスク変化があった場合にその状況が適切かつ適時に伝達できなければならない。このように、あるリスクが別のリスクへと派生・連鎖するプロセスを明らかにする「紐付け開示モデル」、及びリスク変化を適切・適

時に反映できる「リスク変化開示モデル」でなければならない。

(2) 開示情報の保証モデル

開示情報の信頼性を担保するためには、情報に対する保証はないよりもあった方がよいといった漠然とした目的ではなく、財務情報に与える影響の重要性はもとより、事業リスクが存在する事実のみが開示されている場合と、それに加えて事業リスクへの対応情報まで開示されている場合を区別する必要がある。事業リスクの存在（経営者がどのような事業リスクを認識しているか）だけを伝達する場合には、その信頼性を担保するために多額の保証コストをかける意味がない。しかし、リスク対応情報については経営者によるリスク対応の適切性という意味が加わることから、専門的かつ客観的知見に基づく保証をコストをかけてまで行うことの合理的な根拠を見出すことができる。

また、リスクの連鎖・派生及びリスク変化に関する情報が開示されるならば、開示情報の有用性と適時性に対して保証を付与するためのモデルが必要となる。

リスク情報はそもそも将来の未確定情報であることから、情報の信頼性の保証を厳格に行うような方向性ではなく、むしろ一定の開示要件を満たしているかどうかの保証からはじまり、開示内容と開示方法の妥当性や、さらに進んでリスク対応の適切性と開示情報の有用性・適時性に対する新しいタイプの保証モデルが構想されるべきである。

とりわけリスク対応情報としてのコントロール情報の開示については、本研究のような保証モデルであれば、内部監査による保証結果の開示という新しいスキームを展開することも可能となる。内部監査は、組織体の内部コントロールの整備・運用状況の全体的なモニタリングであるから、組織体のリスク対応に関する内部監査による「実態保証」と、外部主体による「情報保証」との組合せも考えられる。

本研究では、このような前提のもとで、リスク情報と、リスク対応情報の保証について、組織体ごとの事業リスクの特性と、コントロール水準のバラツキを考慮しない画一水準型の保証ではなく、組織体が採用しているコントロールの成熟度 (maturity) と、保証手続の内容と厳格度をマッチングさせる「段階水準保証モデル」を構築した。リスクの大きさが開示される場合には、リスクの影響強度と発生可能性をリスク連鎖モデルと重ね合わせ、さらにリスク変化を反映させた上で、それをカラーリングすることで情報伝達効果を飛躍的に高める工夫を試みた。いうまでもなく、このモデル構築自体 IT の活用なくしてはできないものであり、また IT を活用した伝達媒体によってのみ効果的な利用

が可能となる。

このように、モデルの全体は相当に複雑なものであるが、開示と保証モデルのイメージをきわめて簡略化して図解すれば次のようになる (3 段階モデルを示す)。

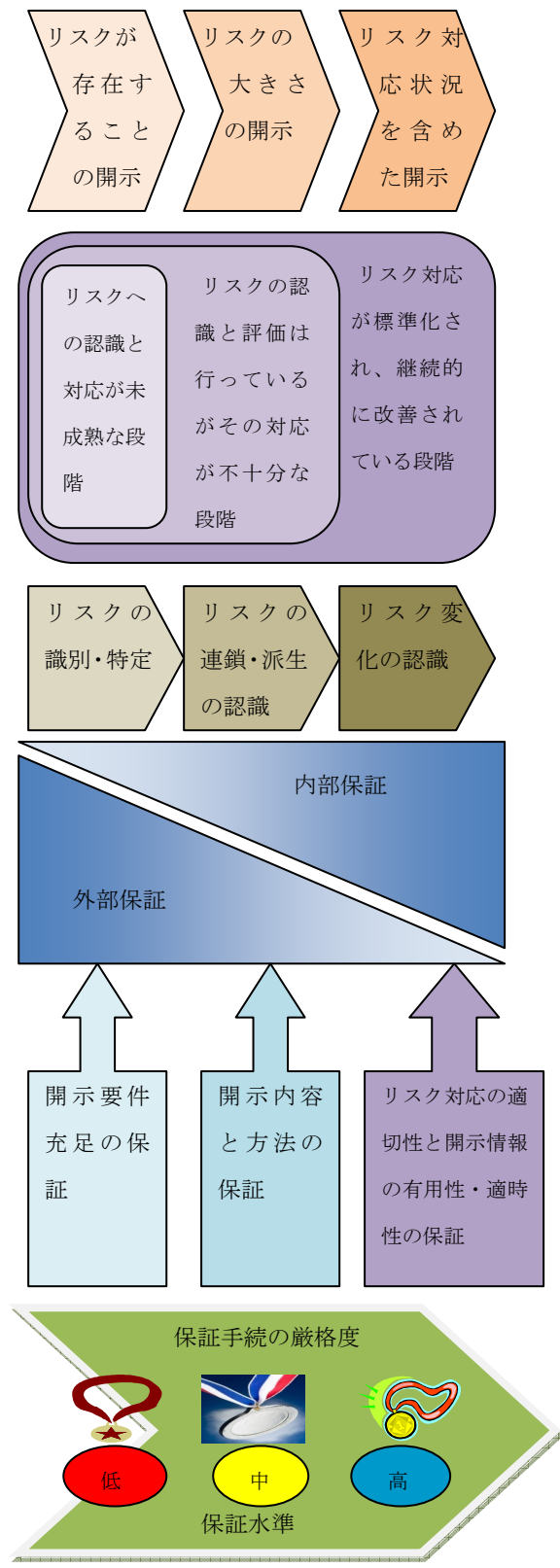


図 開示・保証モデルの断片イメージ

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計12件)

- ①堀江正之「クラウド・コンピューティングの内部監査と外部監査」、『税経通信』、査読無、第66巻第9号、2011年、29-35ページ。
- ②堀江正之「監査品質の意義と構造」、『會計』、査読無、第180巻第2号、2011年、29-41ページ。
- ③堀江正之「職業会計士によるIT保証サービスの方向性」、『現代監査』、査読無、第21号、2011年、36-47ページ。
- ④堀江正之「監査役としてITシステムにどう向き合うか」、『監査役』、査読無、第575号、2010年、58-67ページ。
- ⑤堀江正之「内部統制からERMへの転換が企業監査に及ぼす影響」、『會計』、査読無、第176巻第4号、2009年、125-138ページ。
- ⑥堀江正之「アウトソーシング・ガイダンスと内部監査」、『監査研究』、査読無、第35巻第10号、2009年、35-55ページ。
- ⑦堀江正之「我が国におけるIT統制の成熟度」、『商経学叢』、査読無、第55巻第1号、2008年、141-146ページ。

[学会発表] (計3件)

- ①堀江正之「クラウド・コンピューティングが与える内部統制への影響」日本内部統制研究学会、2011年9月5日、於：関西学院大学。
- ②堀江正之「ディスクロージャーにおけるIT化の進展による監査・保証業務への影響」日本監査研究学会、2010年10月30日・31日、於：甲南大学。
- ③堀江正之「JIPDEC調査にみるIT統制の成熟度」システム監査学会、2008年6月6日、於：機会振興会館。

[図書] (計2件)

- ①河崎照行編著『ネットワーク社会の税務・会計』(税務経理協会、2011年)、堀江正之「第2章ネットワーク社会と内部統制」、15-30ページ。
- ②堀江正之編著『ITのリスク・統制・監査』(同文館出版、2009年)、3-29ページ。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

堀江 正之 (HORIE MASAYUKI)  
日本大学・商学部・教授  
研究者番号：70173630